

香川県民間社会福祉施設職員等退職手当共済制度の届出等事務手続きについて

一般財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団

■マイナンバー制度の開始に伴う退職共済制度の変更事項等について（2年以上の被共済職員）

1. 本財団共済制度での事務手続きに関わる変更

(1) 様式の変更（新様式は別添をご参照下さい）

- ①様式第13号「退職手当金請求書」内、「源泉徴収票添付の同意について」欄の新設。
- ②様式第13号「退職手当金請求書」内、「就職年月日」欄の新設。
- ③様式第13号「退職手当金請求書」内、「退職所得申告書提出のチェック（本財団への提出は不要）」欄の新設。

※様式第13号「退職手当金請求書」と対となっていた「退職所得の受給に関する申告書/退職所得申告書」を様式外としています。税務署長から特に提出を求められた場合以外は、税務署への提出の必要はありませんが、退職手当等の支払者である共済契約者が7年間、個人番号とともに保管義務が課せられます。

(2) 本財団が代行作成する源泉徴収票に関して

本財団が代行作成している源泉徴収票の共済契約者保管用として、【税務署提出用】を「退職手当金決定通知書」に反映した様式に変更し、共済契約者へ送付いたします。

また、機構への送付は以下の条件により今後も継続可能となりました。

【条件】上記(1)の①「源泉徴収票添付の同意について」欄で退職者が同意する場合

- ・ 機構への請求がある場合は、本財団代行作成の源泉徴収票【受給者交付用】を本財団が添付し送付します。

本財団の退職届、退職手当金請求書、機構請求書類（3枚一組ホチキス止め）の3点を、これまで通り一緒にご送付下さい。事務担当者・退職者本人が源泉徴収票を添付する必要はありません。

- ・ 共済契約者独自の退職金がある場合の支払金額合算は従来通り可能です。支払額のわかる【受給者交付用】源泉徴収票を本財団請求書へ添付してください。

※源泉徴収票内「1月1日住所」欄については以降空白となりますのでご了承ください。

(注)同意しない場合は、本財団では代行作成する源泉徴収票を機構の請求書に添付できません。本財団共済制度の「退職手当金決定通知書」受領後機構請求書類を送付することになります。退職者本人又は事務担当者で機構へ提出する申告書に本財団から送付する【受給者交付用】の源泉徴収票を添付し、「3枚一組ホチキス止め」で本財団まで郵送ください。

2. 機構による社会福祉施設職員等退職共済制度における変更点

(1) 請求書及び個人番号に係る取り扱いについて

新様式変更後、機構退職金請求に係る書類は以下の3点となります。

- ① 「被共済職員退職届」（事務担当者作成）
- ② 「退職手当金請求書・合算申出書 兼 退職所得申告書」（請求者作成）
- ③ 「個人番号及び本人確認書類添付用紙」（請求者作成）

事務担当者は、上記①～③を番号順に重ね「左上下辺2ヶ所」「右辺中央1ヶ所」をホチキス止めのうえ、本財団までご提出ください。

(2) 新様式のダウンロードについて

12月21日（月）からとなっております。

(3) 新様式への経過措置について

今回の新様式は、マイナンバー制度施行に伴う税務手続きを踏まえたものであり、平成28年1月1日以降支払分より申告書に個人番号を記入する必要があります。

以下のとおり提出があった場合においては、新様式での再提出をお願いすることとなりますので、ご了承ください。

平成28年1月1日以降の退職日で、請求手続きを旧様式により行ったもの

※作成日が平成27年12月20日以前であって、退職日が平成27年12月31日付以前のものについては旧様式で提出いただいて構いません。

～機構手続きを含めた業務フロー～

1. 本財団分については従来通り、「被共済職員退職届」「退職手当金請求書」「退職所得申告書」をご用意ください。

ただし、「退職所得申告書」については各法人で保管いただき、本財団には送付しないで下さい。

2. 機構書類は上記2.(1)にある通り3点をそれぞれ作成してください。
その際、退職者から提出のあった各書類について、記載・添付内容のチェックを事務担当者が行い、3点を定まった順序で重ね「左上下辺2ヶ所」「右辺中央1ヶ所」をホチキス止めしてください。
3. 事務担当者は退職者から提出のあった「退職手当金請求書」内、「源泉徴収票添付の同意について」を確認してください。

A. 同意する場合

B. 同意しない場合

- 4 (a). 本財団提出用2点、機構提出用3点を本財団まで送付します。
- 5 (a). 本財団で代行作成する源泉徴収票を添付し機構へ転送します。

- 4 (b). 本財団分のみ送付します。
- 5 (b). 本財団から送付する「福祉医療機構等添付用」源泉徴収票を機構「退職手当金請求書・合算申出書 兼 退職所得申告書」に添付し本財団へ送付します。
- 6 (b). 本財団から機構へ転送します。